

[事案 27-118] 契約無効請求

・平成 28 年 3 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足により、満期が 10 年ではなく 8 年と理解して契約の申込みをしたとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 2 月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、150 万円の保険料で 8 年間の保障となり、8 年間で止めて 150 万円を受け取ることもできるし、その後継続することもできると説明された。
- (2) 契約時、8 年後の保険料の支払計画（30 数万円の追加支払の必要性）や解約時の不利益、クーリング・オフについての説明はなかった。

<保険会社の主張>

申立人自身が、契約時、10 年分では保険料が不足するので 8 年分までと言われ、一方、募集人は、保険料 10 年分を全期前納した場合と同 8 年分を前納した場合について説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件の契約内容は保険期間 10 年の養老保険について 8 年分の保険料を前納したものであり、クーリング・オフについても保険料充当金領収書の裏面に分かり易く記載されているものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 契約時、募集人による契約内容の説明は、2 度にわたって中断され、必ずしも十分な時間とはいえない。また、申立人は契約後、速やかに保険会社に問い合わせをしており、申立人は保険期間が 8 年と理解して申込みをした可能性がある。
- (2) 説明よりも前に申込書の署名捺印をするなど、通常の手順で契約手続が行われていないなど、募集行為には問題がある。